「第８期介護保険事業計画」について

令和２年１０月２０日，２７日
於：鈴鹿市ふれあいセンター
指定居宅介護支援事業者等の集団指導
第８期介護保険事業計画説明会

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課

地域包括ケアシステムの構築について

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現**。

○　今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

○　人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。

○　地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。

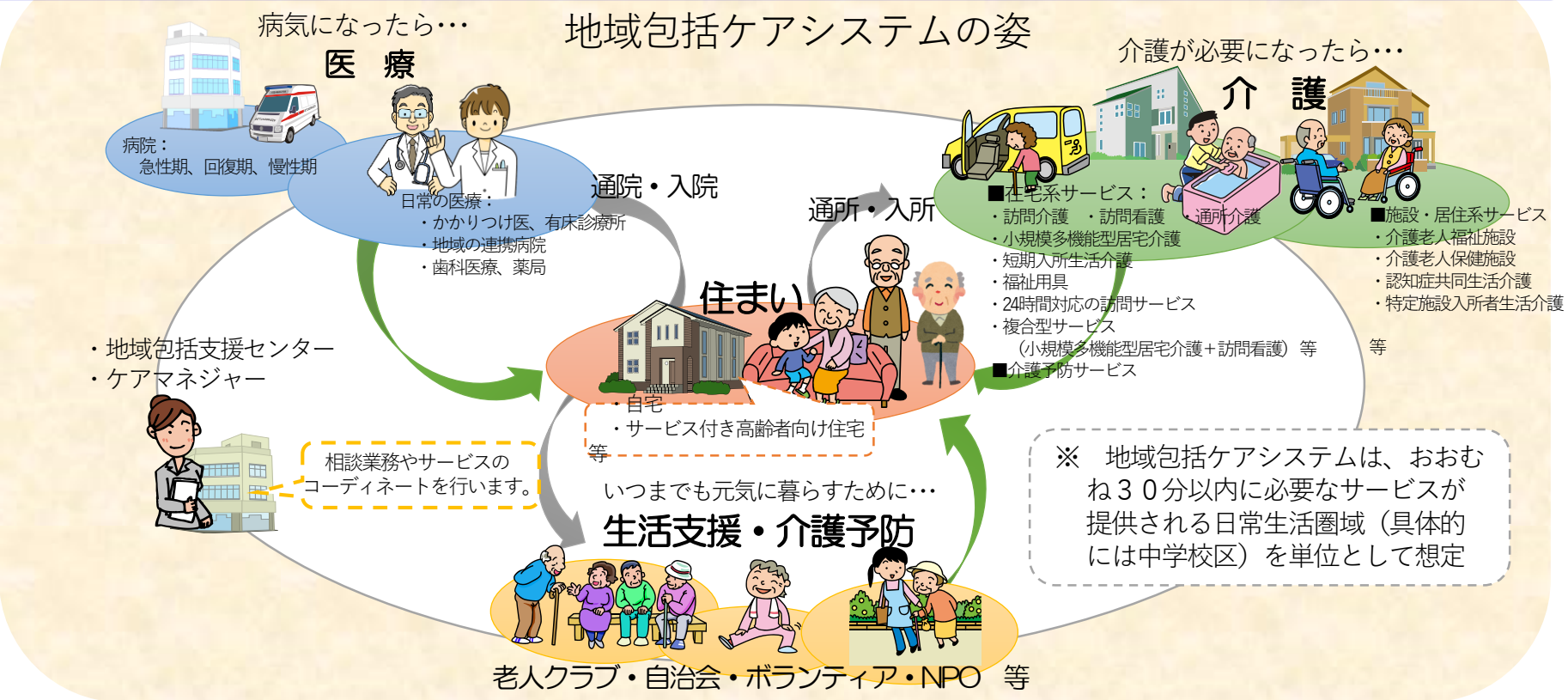

地域包括ケアシステムが必要となる背景

少子高齢化

要介護（支援）
認定者の増加

単独・高齢者夫婦
世帯の増加

認知症高齢者数
の増加

介護の担い手不足

↓

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは・・・

- 利用者に対する医療や介護サービスの供給提供体制の統合

- すべての住民が在宅等の住み慣れた地域で終生，生活を継続できる**コミュニティを基盤とした**支援の仕組み←新しい考え方＝地域保険者としてまちづくりを推進する

標準的な制度を地域の実情に合わせてチューニング（調律・調整）

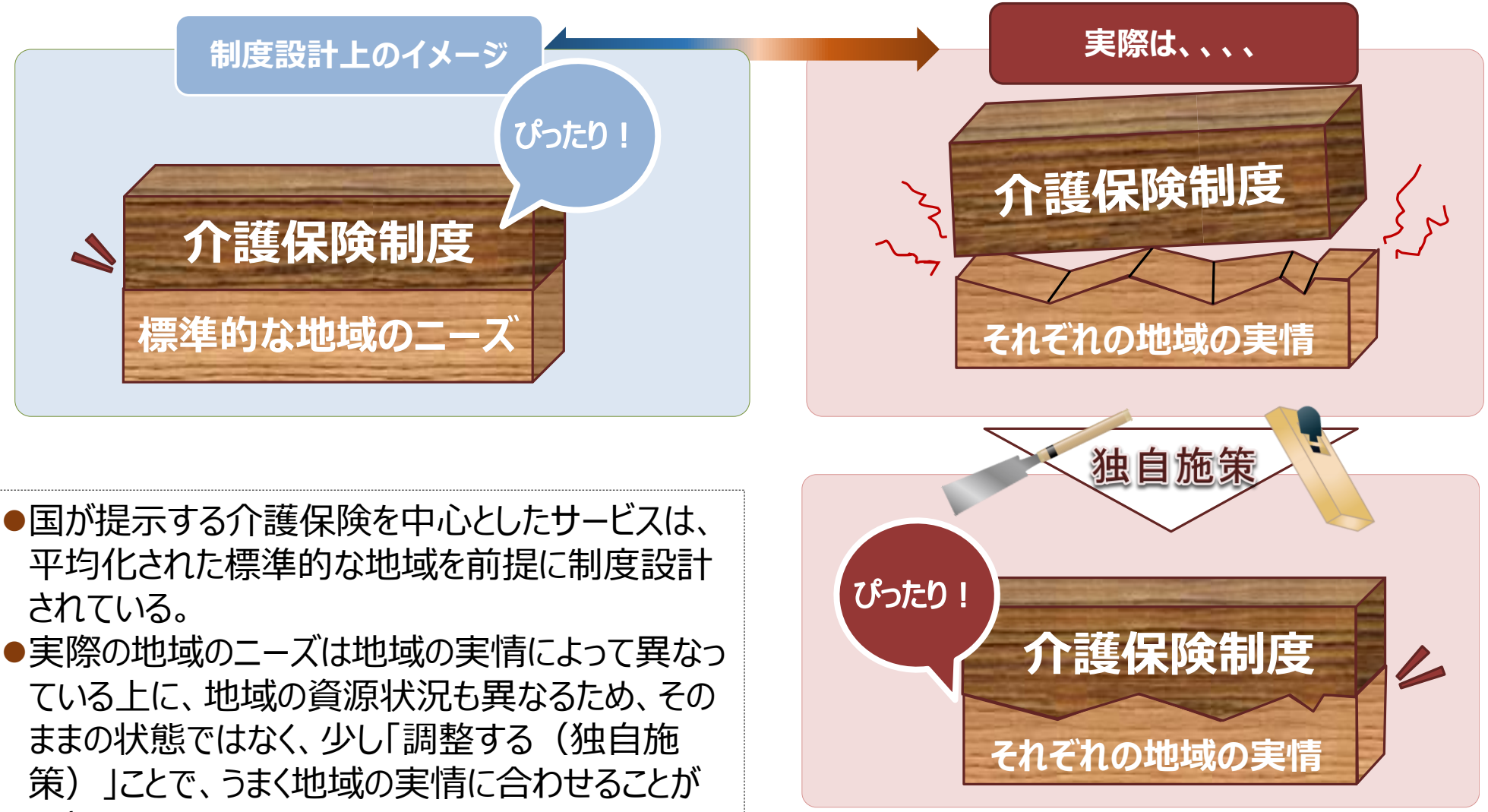

- 国が提示する介護保険を中心としたサービスは、平均化された標準的な地域を前提に制度設計されている。
- 実際の地域のニーズは地域の実情によって異なっている上に、地域の資源状況も異なるため、そのままの状態ではなく、少し「調整する（独自施策）」ことで、うまく地域の実情に合わせることができる。

保険者が独自に考えられる範囲は、広がり続けている

2000　市町村特別給付・保健福祉事業・基準該当サービス

介護保険制度の創設にあたり、第一号被保険者の保険料を財源とした**「市町村特別給付」「保健福祉事業」、「基準該当サービス」**を導入。

2006　地域密着型サービス

「小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービスについては、**市町村に指定権限**が位置付けられ、**市町村独自報酬の設定**も認められた。

2012　居宅サービス指定に当たっての市町村協議制

市町村が**定期巡回等のサービスの促進を目的**として、都道府県に対して訪問介護や通所介護の**指定拒否・条件付加**の協議が可能に。

2015　介護予防・日常生活支援総合事業

軽度者向けのサービスについて、基準や報酬等について**市町村の裁量で基準を決定**できるように。また補助要件等についても自治体事業として設定。

2016　小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行

小規模の通所介護サービスを**地域密着型サービス**と位置付けたことで、**指定権限が都道府県から市町村に**移譲された。

2018　居宅介護支援事業者の指定権限の移譲

すでに指定都市・中核市に移譲されていた居宅介護支援事業者の指定権限が、すべての市町村に都道府県から移譲された。

保険者機能強化推進交付金の導入

地域包括ケアシステムの構築に関する**保険者の取組を評価する指標**の実績に応じた**交付金制度**を導入。

保険者に求められる機能は、「質的」にもより高いレベルが求められている

介護保険スタートの2000年から2005年まで	制度の適切な運用	◆ 多くの保険者が法令に則った**適切な運用**を行うための体制づくりに注力。 ◆ 普遍性の高い制度の基本設計もあり、比較的、**標準化された地域の仕組みが構築**された。
	2006	地域包括支援センター 地域密着型サービスの導入
主として2006年以降	地域マネジメントに向けた体制・制度整備	◆ 地域包括支援センターの設立によって、日常生活圏域単位の施策に行政が積極的に関わる体制が整備された。 ◆ **地域密着型サービスの導入**により、サービス**基盤整備における市区町村の関与が拡大**され、地域マネジメントのツールを獲得。
	2015～18	地域支援事業の拡充（地域ケア会議・協議体の導入） 見える化システムの本格稼働 保険者機能強化推進交付金の導入
今後の保険者機能	地域マネジメントのための具体的なツールの導入	◆ 地域支援事業が拡充され、**地域の実情**にあった仕組みづくりを強化。 ◆ 地域マネジメントを進めるための協議の「場」、協議のための情報提供、取組の評価のための指標など**地域マネジメントを進める具体的なツールの導入**が進む。

第７期介護保険事業計画基本理念

いつまでも自分らしく暮らせる長寿社会の創造

第８期介護保険事業計画基本理念案

いつまでも**住み慣れた地域で**自分らしく暮らせる長寿社会の創造

「第８期介護保険事業計画」
日常生活圏域分割案について

第７期介護保険事業計画での課題

本広域連合の日常生活圏域は，鈴鹿市４圏域，亀山市１圏域の５圏域であるが，所管する圏域が広大であり，圏域内の高齢者が多く，目が行き届かない，地域との連携が図りづらい等，その対応に苦慮してきたところである。

これに加え，地域包括支援センターから広域連合への，第７期介護保険事業計画進捗状況の報告の中で，高齢者の増加や社会問題の複雑化による相談件数の増加が懸案事項として挙がっていた。

課題

◆日常生活圏域の広さ

◆高齢者の増加や社会問題の複雑化による相談件数の増加

第８期介護保険事業計画に向けた方針

第７期介護保険事業計画の課題の改善を図るとともに，新たに保険者に求められている機能として，予防・健康づくりの取組を通じ，介護サービスの基盤として，地域のつながり強化に繋げていく「まちづくり」が求められている。

本広域連合では，第８期介護保険事業計画策定に向け，保険者機能の一層の強化を図るとともに，下記の方針で日常生活圏域の分割及び地域包括支援センターの体制を強化する。

改善策

◆基幹型包括支援センターの設置

◆日常生活圏域を見直し，地域包括支援センターを増設して再配置

基幹型包括支援センターの設置

鈴鹿市及び亀山市社会福祉協議会を設置母体法人として基幹型包括支援センターを設置することにより，管内地域包括支援センターの運営基準や活動方針の統一，相談業務などの体制強化を図る。

- 設置理由
  - ➢地域の課題や目標を共有しながら，相互に連携した効果的な取組につなげることを目指して，センター間の総合調整やケアマネジャーの指導育成を担当するとともに，地域ケア会議等の開催を主導する機関が必要である。
  - ➢相談件数が増加し，その内容も多様化，複雑化する中で，困難事例に対する技術支援などを行う機関が必要である。
  - ➢上記の課題に対し，広域連合では必要な人員体制が整っていないため，基幹型包括支援センターを委託により設置し行政との一体性や緊密な連携を図る。

- 役割
  - ➢各センター間の総合調整と運営指針の徹底（運営指針や国の政策についての情報共有）
  - ➢各センターの困難事例に対する支援
  - ➢関係機関等とのネットワーク構築
  - ➢地域ケア会議の推進（地域課題解決型地域ケア会議で個別ケア会議から抽出された地域課題の政策化・自立支援型地域ケア会議の開催）
  - ➢人材育成支援（ケアマネジャーの研修会・勉強会の開催）
  - ➢鈴鹿市，亀山市が設置している医療介護連携支援センターとの連携による，医療と介護の連携体制強化
  - ➢生活支援コーディネーターとの連携による地域のインフォーマルサービス体制構築

地域包括支援センター体制イメージ

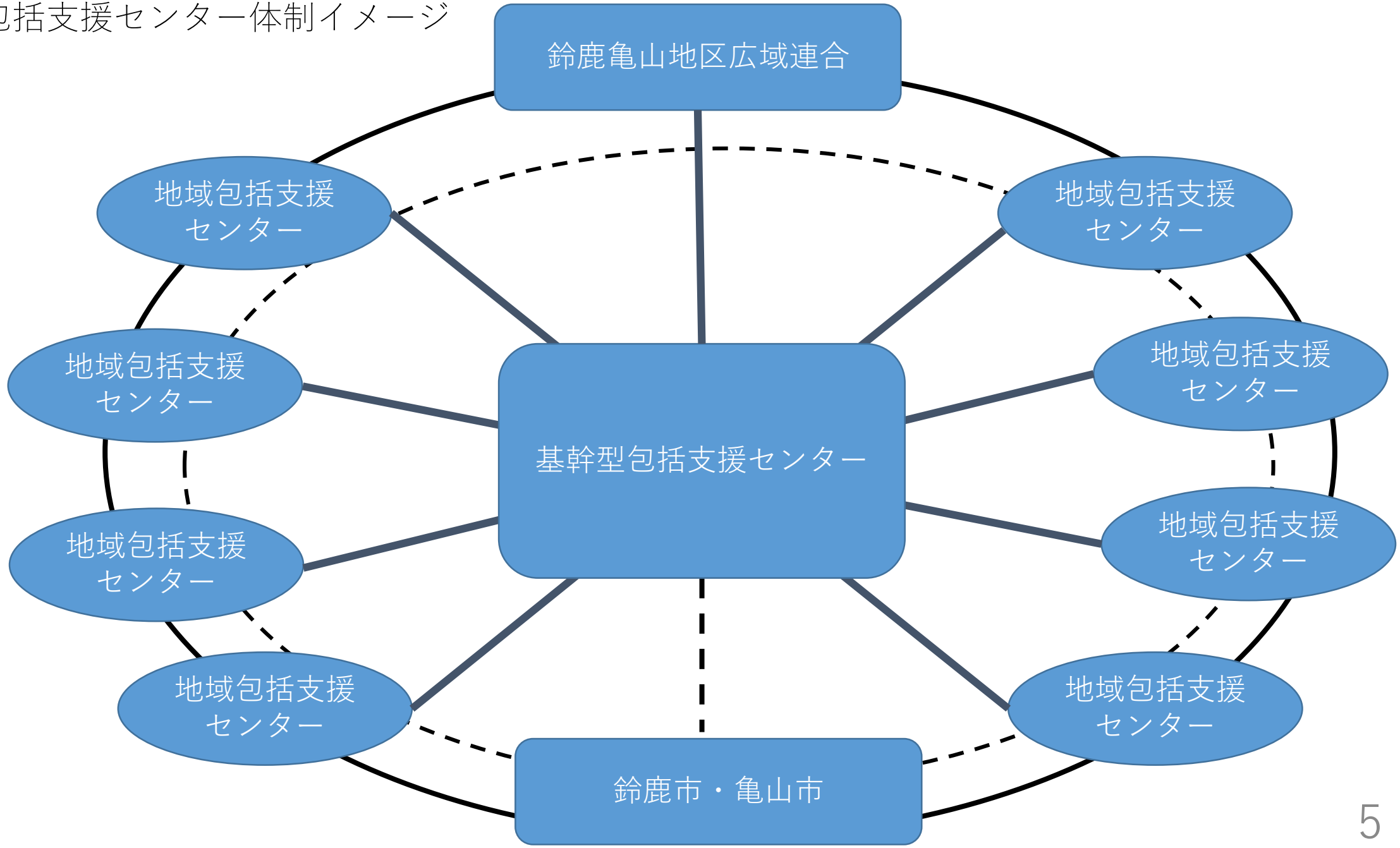

日常生活圏域を見直し，地域包括支援センターを増設して再配置

日常生活圏域を見直し，地域包括ケアシステムのエリアをコンパクトにすることで，各地域の地域課題に対応できる体制の構築を図る。

再配置理由

- 新規に設置する事業所を加えて地域包括支援センターを増設することで，相談，見守りなど地域住民に対しきめ細かい支援を実施する体制構築を図る。
- 地域に根差した設置法人による地域包括支援センターの運営により，地域づくり協議会，まちづくり協議会，地区民生委員児童委員連絡協議会等との連携強化を目指す。

- 役割
  - 日常生活圏域をコンパクトにすることで，センターの相談体制を充実させる。
  - 地域ケア会議を中心とした地域包括ケアシステムの構築
  - 地域包括支援センターを中心とした居宅介護支援事業所と地域密着型事業所の連携体制構築
  - 圏域単位での居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）と介護サービス事業所からの相談体制強化
  - 自立支援型の地域ケア会議を実施し，介護保険サービスの適正化を図る。
  - 地域包括支援センターを中心とした地域のインフォーマルサービス体制を構築し，利用者の選択肢を増やすとともに，ケアプランに積極的にインフォーマルサービス利用を位置づけ，介護保険サービスの適正な利用を図る。

日常生活圏域案

- 鈴鹿市圏域は，現在の日常生活圏域と地域づくり協議会の区域を勘案し作成
- 亀山市圏域は，まちづくり協議会の区域を勘案し作成

現在の日常生活圏域

地域包括支援センター	担当地域
鈴鹿西部地域包括支援センター 鈴鹿市平田一丁目３番５号（アルテハイム鈴鹿内） ☎ 059-370-3751	庄野・牧田・井田川
鈴鹿西部地域包括支援センター　サブセンターかさど 鈴鹿市高塚町 216 番地の３ ☎ 059-373-6031	加佐登・石薬師・久間田・椿・深伊沢・鈴峰・庄内
鈴鹿北部地域包括支援センター 鈴鹿市神戸三丁目 12 番 10 号（介護老人保健施設ひまわり内）　☎ 059-384-4165	飯野（飯野寺家町・西條町・西条）・河曲・一ノ宮・箕田・玉垣（矢橋町・矢橋）・神戸
鈴鹿中部地域包括支援センター 鈴鹿市神戸地子町 383 番地の１（鈴鹿市社会福祉センター内）　☎ 059-382-5233	飯野（飯野寺家町・西條町・西条を除く）・国府・玉垣（矢橋町・矢橋を除く）・若松（南若松町を除く）
鈴鹿南部地域包括支援センター 鈴鹿市南若松町１番地（伊勢マリンホーム内） ☎ 059-380-5280	白子・稲生・若松（南若松町）・栄・天名・合川
亀山地域包括支援センター「きずな」 亀山市羽若町 545 番地（亀山市総合保健福祉センター「あいあい」内）　☎ 0595-83-3575	亀山市内全域

圏域名は仮称です。

鈴鹿市日常生活圏域再編案

鈴鹿市基幹型包括支援センター　職員数　5人

※職員数は第１号被保険者数がおおむね6,000人までは3人，それ以上は第1号被保険者数が3,000人増加するごとに1人増員する。

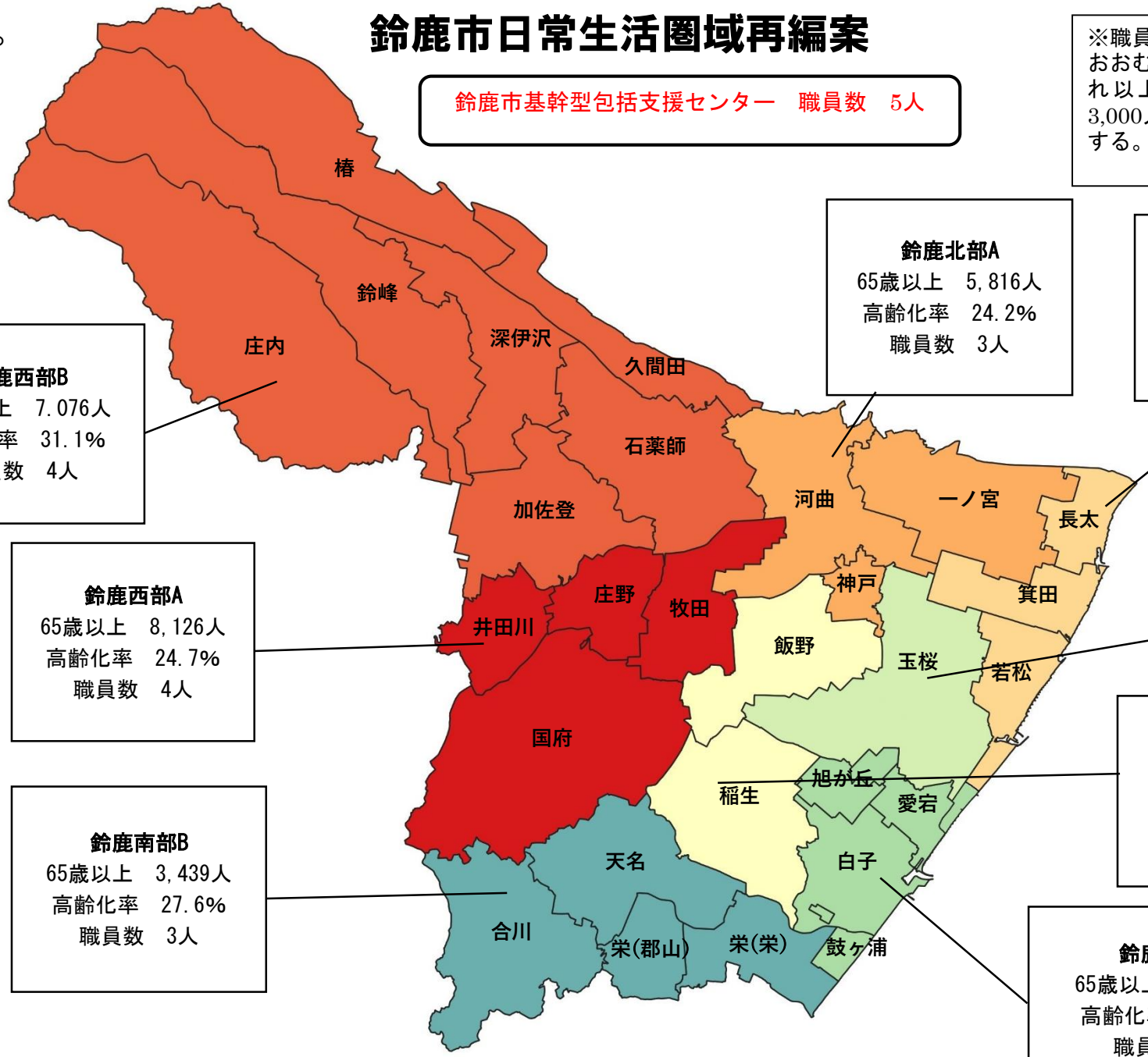

鈴鹿北部A
65歳以上　5,816人
高齢化率　24.2%
職員数　3人

鈴鹿北部B
65歳以上　5,232人
高齢化率　28.4%
職員数　3人

鈴鹿西部B
65歳以上　7,076人
高齢化率　31.1%
職員数　4人

鈴鹿西部A
65歳以上　8,126人
高齢化率　24.7%
職員数　4人

鈴鹿中部B
65歳以上　5,257人
高齢化率　21.7%
職員数　3人

鈴鹿中部A
65歳以上　5,381人
高齢化率　18.9%
職員数　3人

鈴鹿南部B
65歳以上　3,439人
高齢化率　27.6%
職員数　3人

鈴鹿南部A
65歳以上　9,270人
高齢化率　25.3%
職員数　5人

圏域名は仮称です。

亀山市日常生活圏域再編案

亀山市基幹型包括支援センター　職員数　3人

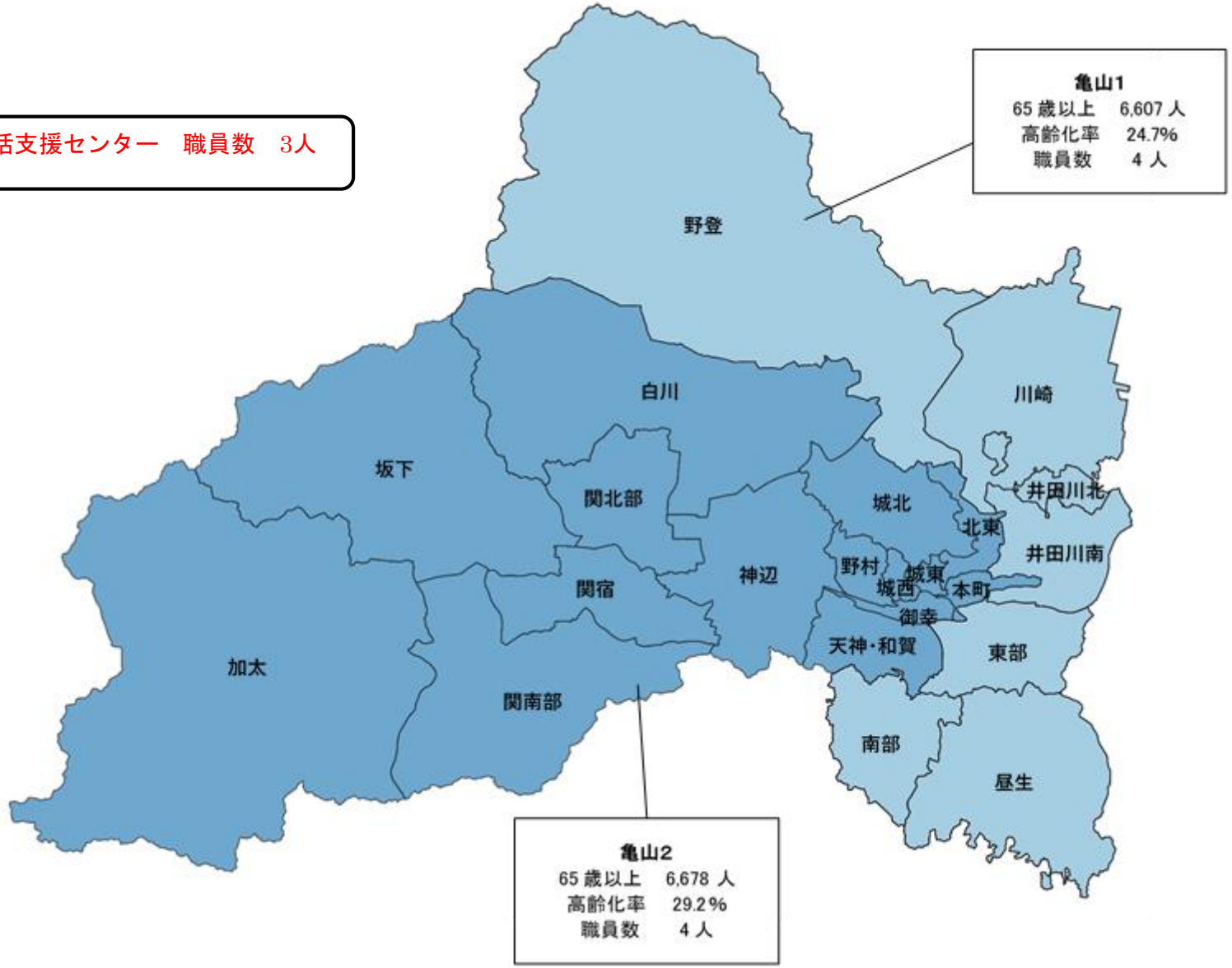

鈴鹿市		
圏域名 （仮称）	地域づくり 協議会名	町名
西部Ａ	国府	国府町　住吉町　住吉一丁目　住吉二丁目　住吉三丁目 住吉四丁目　住吉五丁目　平野町　八野町
	庄野	庄野町　庄野東一丁目　庄野東二丁目　庄野東三丁目 庄野共進一丁目　庄野共進二丁目　庄野共進三丁目 庄野羽山一丁目　庄野羽山二丁目　庄野羽山三丁目　庄野羽山四丁目 汲川原町
	牧田	甲斐町　弓削町　岡田町　平田町　算所町　算所一丁目　算所二丁目 算所三丁目　算所四丁目　算所五丁目　平田一丁目　平田二丁目 平田新町　平田中町　阿古曽町　大池一丁目　大池二丁目 大池三丁目　平田本町一丁目　平田本町二丁目　平田東町 弓削一丁目　弓削二丁目　岡田一丁目　岡田二丁目　岡田三丁目
	井田川	小田町　和泉町　西冨田町　中冨田町

圏域名（仮称）	地域づくり協議会名	町名
西部Ｂ	加佐登	加佐登町　加佐登一丁目　加佐登二丁目　加佐登三丁目 加佐登四丁目　高塚町　津賀町　広瀬町
	石薬師	石薬師町　上野町　上田町　自由ヶ丘一丁目　自由ヶ丘二丁目 自由ヶ丘三丁目　自由ヶ丘四丁目
	久間田	下大久保町　岸田町　花川町
	椿	大久保町　山本町　椿一宮町
	深伊沢	深溝町　三畑町　追分町
	鈴峰	伊船町　長澤町　小岐須町　小社町
	庄内	東庄内町　西庄内町

圏域名 （仮称）	地域づくり 協議会名	町名
北部Ａ	河曲	河田町　野辺町　野辺一丁目　野辺二丁目　竹野町　竹野一丁目 竹野二丁目　木田町　国分町　采女が丘町　山辺町　十宮町 十宮一丁目　十宮二丁目　十宮三丁目　十宮四丁目　須賀町 須賀一丁目　須賀二丁目　須賀三丁目
	一ノ宮	一ノ宮町　高岡町　池田町　高岡台一丁目　高岡台二丁目 高岡台三丁目　高岡台四丁目　高岡台五丁目
	神戸	神戸本多町　神戸地子町　神戸寺家町　神戸一丁目　神戸二丁目 神戸三丁目　神戸四丁目　神戸五丁目　神戸六丁目　神戸七丁目 神戸八丁目の一部　神戸九丁目

圏域名 （仮称）	地域づくり 協議会名	町名
北部Ｂ	長太	北長太町　南長太町　長太新町一丁目　長太新町二丁目 長太新町三丁目　長太新町四丁目　長太旭町一丁目　長太旭町二丁目 長太旭町三丁目　長太旭町四丁目　長太旭町五丁目 長太旭町六丁目　長太栄町一丁目　長太栄町二丁目 長太栄町三丁目　長太栄町四丁目　長太栄町五丁目
	箕田	林崎町　南林崎町　上箕田町　中箕田町　下箕田町　南堀江町 北堀江町　林崎一丁目　林崎二丁目　上箕田一丁目　上箕田二丁目 中箕田一丁目　中箕田二丁目　下箕田一丁目　下箕田二丁目 下箕田三丁目　下箕田四丁目　南堀江一丁目　南堀江二丁目 北堀江一丁目　北堀江二丁目
	若松	若松中一丁目　若松中二丁目　若松西一丁目　若松西二丁目 若松西三丁目　若松西四丁目　若松西五丁目　若松西六丁目 若松東一丁目　若松東二丁目　若松東三丁目　若松北一丁目 若松北二丁目　若松北三丁目　北若松町　中若松町 南若松町の一部　岸岡町の一部

圏域名 （仮称）	地域づくり 協議会名	町名
中部Ａ	稲生	稲生町　稲生西一丁目　稲生西二丁目　稲生西三丁目　稲生一丁目 稲生二丁目　稲生三丁目　稲生四丁目　稲生こがね園 稲生塩屋一丁目　稲生塩屋二丁目　稲生塩屋三丁目　鈴鹿ハイツ 野村町　野町　寺家町の一部　野町中一丁目　野町中二丁目 野町中三丁目　野町西一丁目　野町西二丁目　野町西三丁目 野町南一丁目　野町東一丁目　野町東二丁目
	飯野	西條町　西条一丁目　西条二丁目　西条三丁目　西条四丁目 西条五丁目　西条六丁目　西条七丁目　西条八丁目　西条九丁目 飯野寺家町　安塚町の一部　地子町　三日市町　三日市一丁目 三日市二丁目　三日市三丁目　三日市南一丁目　三日市南二丁目 三日市南三丁目　道伯町　道伯一丁目　道伯二丁目　道伯三丁目 道伯四丁目　道伯五丁目

圏域名 （仮称）	地域づくり 協議会名	町名
中部Ｂ	玉桜	矢橋町　矢橋一丁目　矢橋二丁目　矢橋三丁目　肥田町　柳町 土師町　岸岡町の一部　東玉垣町　西玉垣町　南玉垣町の一部 北玉垣町　末広町　末広北一丁目　末広北二丁目　末広北三丁目 末広南一丁目　末広南二丁目　末広南三丁目　末広西 安塚町の一部　桜島町一丁目　桜島町二丁目　桜島町三丁目 桜島町四丁目　桜島町五丁目　桜島町六丁目　桜島町七丁目 石垣一丁目　石垣二丁目　石垣三丁目　末広東

圏域名 （仮称）	地域づくり 協議会名	町名
南部Ａ	白子	白子町の一部　白子一丁目　白子二丁目　白子三丁目　白子四丁目 白子駅前　白子本町　江島本町の一部　寺家町の一部　寺家三丁目 寺家四丁目　寺家五丁目　寺家六丁目　寺家七丁目
	鼓ヶ浦	寺家一丁目　寺家二丁目　寺家八丁目　東磯山二丁目の一部 東磯山三丁目　東磯山四丁目
	愛宕	江島町の一部　江島本町の一部　東江島町　北江島町　中江島町 南江島町　江島台一丁目　江島台二丁目　岸岡町の一部 南若松町の一部
	旭が丘	東旭が丘一丁目　東旭が丘二丁目　東旭が丘三丁目　東旭が丘四丁目 東旭が丘五丁目　東旭が丘六丁目　東旭が丘七丁目　中旭が丘一丁目 中旭が丘二丁目　中旭が丘三丁目　中旭が丘四丁目　南旭が丘一丁目 南旭が丘二丁目　南旭が丘三丁目　白子町の一部　江島町の一部 岸岡町の一部　南玉垣町の一部

圏域名（仮称）	地域づくり協議会名	町名
南部Ｂ	栄（栄）	磯山町　磯山一丁目　磯山二丁目　磯山三丁目　磯山四丁目 東磯山一丁目　東磯山二丁目の一部　五祝町　秋永町 中瀬古町の一部
	栄（郡山）	郡山町　越知町　中瀬古町の一部
	天名	御薗町　徳田町
	合川	三宅町　長法寺町　徳居町

亀山市		
圏域名 （仮称）	まちづくり 協議会名	町名
亀山１	井田川北	みどり町　みずほ台　みずきが丘　川合町（ひとみが丘，山田）
	井田川南	川合町（ひとみが丘，山田　以外）　小下町　栄町　井尻町 和田町　井田川町
	川崎	田村町　長明寺町　太森町　川崎町　能褒野町
	野登	安坂山町　両尾町　辺法寺町
	東部	阿野田町　菅内町　北鹿島町　南鹿島町
	南部	安知本町　田茂町　楠平尾町
	昼生	三寺町　中庄町　下庄町

圏域名（仮称）	まちづくり協議会名	町名
亀山２	白川	白木町　小川町
	神辺	布気町　太岡寺町　小野町　木下町　山下町
	野村	野村町　北野町　南野町　野村一丁目　野村二丁目 野村三丁目　野村四丁目
	城東	中屋敷町　東丸町　本丸町　東町一丁目　東町二丁目 江ヶ室一丁目　江ヶ室二丁目
	城西	西丸町　市ヶ坂町　若山町　西町　南崎町
	城北	亀田町　羽若町　住山町　アイリス町
	御幸	東御幸町　御幸町
	本町	高塚町　上野町　本町一丁目　本町二丁目　本町三丁目　本町四丁目
	北東	北町　北山町　東台町　渋倉町　椿世町
	天神・和賀	海本町　天神一丁目　天神二丁目　天神三丁目　天神四丁目 和賀町
	関宿	関町新所　関町中町　関町泉ヶ丘　関町富士ハイツ　関町小野 関町木崎
	関北部	関町木崎　関町会下　関町鷲山　関町白木一色
	関南部	関ヶ丘　関町古厩　関町萩原　関町福徳　関町久我　関町金場 関町越川
	坂下	関町市瀬　関町沓掛　関町坂下
	加太	加太市場　加太向井　加太梶ヶ坂　加太神武　加太板屋 加太北在家　加太中在家

第８期介護保険事業計画
介護予防・日常生活支援総合事業
（案）

第７期介護保険事業計画における課題

訪問型・通所型サービス

- サービスの選択肢が少ないため，旧介護予防相当のサービスへ利用が集中している。
- 訪問型サービスＢの利用実績が少ない。
- 訪問型サービスＢの担い手である鈴鹿市・亀山市シルバー人材センターの人員体制を整える必要がある。
- 訪問型・通所型サービスＢの住民主体の活動として地域づくり協議会・まちづくり協議会を中心としたサービスの創設への発展を想定しての支援が必要
- 訪問型・通所型サービスＣの短期集中予防サービスの利用が少ない。

介護予防普及啓発事業

- 毎週・毎月介護予防教室の利用者が固定化されて，高齢者の増加に伴い，参加希望者が増加しても，新規の利用できない。
- 毎週・毎月介護予防教室を介護事業所に委託しており，コロナ禍において感染予防対策のため教室の開催継続が困難。
- サロン数の伸び悩みと地域に偏りがある。

地域介護予防活動支援事業

- 鈴鹿市は３地区，亀山市は２地区で立ち上がった住民による支え合い事業を市内に広げ，事業継続のために訪問型サービスＢ・通所型サービスＢへ移行できるよう支援が必要
- スクエアステップリーダー，ヘルスメイト，健康づくり応援隊が地域で活動できるような仕組みづくりが必要

地域リハビリテーション活動支援事業

- 講話や指導等を行う専門職をサロン等へ講師として派遣する事業について，サロンごとに1回/1年利用を可としているが，利用が少ない。

第８期介護保険事業計画における総合事業の重点項目

自立支援，重度化防止という介護保険制度の目的達成に向けて，高齢者の日常生活継続（日常を100%とするなら日常を継続するのに不足する分を補足する。）を守るため，介護予防・生活支援サービス事業について，必要なサービスを必要な利用者に提供する体制を構築する。

→自立度が低下しても暮らしつづけることを可能とするサービス
→過剰なサービスの提供により自立度が低下しないようにするケアプラン作成（的確なアセスメントの実施）

自立支援，重度化防止の観点から**介護予防・生活支援サービス**の選択肢を増やす

- 訪問型サービスA，通所型サービスAを新設し，日常のちょっとしたこまりごと，たとえば，ごみ出しや部屋の掃除などの生活支援が必要な利用者や，短時間，送迎付きの通所型サービスを希望する利用者のニーズに応える。
- 自立支援型の地域ケア会議を実施し，多様なサービスの利用を促進する。

訪問型・通所型サービスの体制整備と利用の促進

- 緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA・通所型サービスA）を創設・利用促進
- 住民主体による支援サービス（訪問型サービスB・通所型サービスB）の設置促進及び充実
- 短期集中予防サービス（訪問型サービスC・通所型サービスC）の利用促進

第８期介護保険事業計画における総合事業の重点項目

地域包括支援センター及び生活支援コーディネーターを中心に地域のインフォーマルサービス体制を構築し，利用者の受け皿を増やすとともに，ケアプランに積極的にインフォーマルサービス利用を位置づけ，介護保険サービスの適正な利用を図る。

住民主体の通いの場を充実

- 「暮らしまかせて！支援事業」「ちょこボラ」（地域介護予防活動支援事業）を活用し，地域づくり協議会・まちづくり協議会を中心とする活動を活性化
- サロン等への講師派遣を推進することにより地域での介護予防の取組を活性化
- 感染予防を意識した介護予防教室の開催

地域団体（単位老人クラブ等）の介護予防活動を支援

- 介護予防に資する活動（介護予防教室）に対する補助
- 介護予防教室の講師を派遣

第7期介護保険事業計画での取組

介護予防・日常生活支援総合事業の構成

- 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 介護予防・生活支援サービス事業
    - 訪問型サービス（第1号訪問事業）
      - 旧介護予防訪問介護相当
        - ①旧介護予防訪問介護相当サービス
      - 多様なサービス
        - ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
        - ③訪問型サービスB（住民主体による支援）
        - ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
        - ⑤訪問型サービスD（移動支援）
    - 通所型サービス（第1号通所事業）
      - 旧介護予防通所介護相当
        - ①旧介護予防通所介護相当サービス
      - 多様なサービス
        - ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
        - ③通所型サービスB（住民主体による支援）
        - ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
    - その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）
      - ①栄養改善を目的とした配食
      - ②住民ボランティア等が行う見守り
      - ③訪問型サービス，通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援（訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等）
    - 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
  - 一般介護予防事業
    - ①介護予防把握事業
    - ②介護予防普及啓発事業
    - ③地域介護予防活動支援事業
    - ④一般介護予防事業評価事業
    - ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

第8期介護保険事業計画での取組（案）

介護予防・日常生活支援総合事業の構成

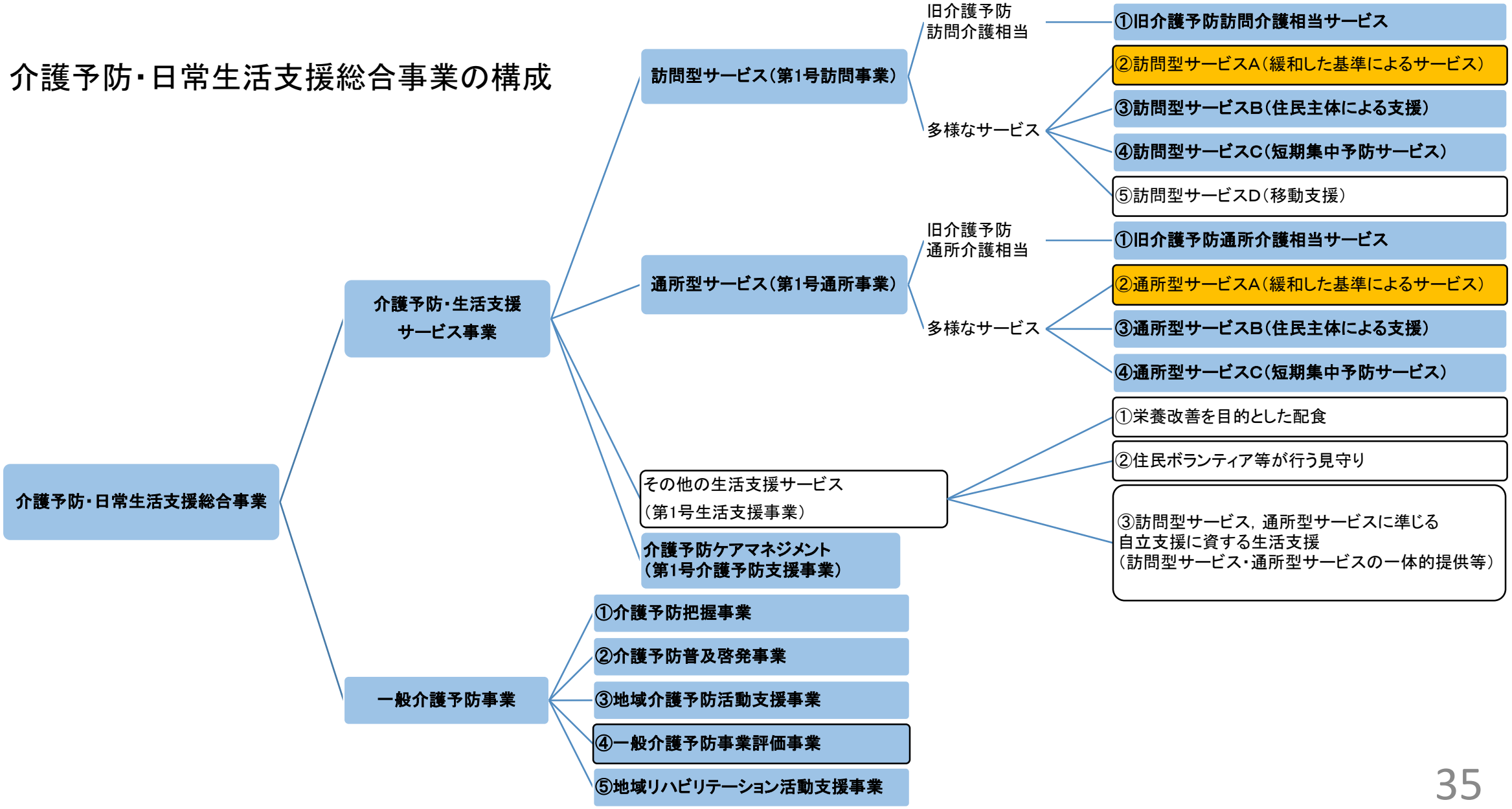

訪問型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）について（案）

サービス区分	旧介護予防訪問介護相当	多様なサービス		
	①旧介護予防訪問介護相当	②基準緩和型訪問サービス（訪問型サービスA）	③　訪問型サービスＢ（住民主体による支援） ※Ｒ２年度現在	④　訪問型サービスＣ（短期集中予防サービス） ※Ｒ２年度現在
対象	要支援１・２，事業対象者			
サービス内容	訪問介護員による身体介護，生活援助	（身体介護は含まない）生活援助 ＊訪問介護に規定される範囲内の生活援助	日常生活支援（身体介助を伴わない家事等） ※今後は地域づくり協議会等の住民主体の自主活動として行う生活援助等（ゴミ出しなどの軽度のもの）	短期集中的に専門職（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士が，管理栄養士，歯科衛生士）が居宅を訪問し，指導を行うことで，生活機能の低下を予防し，日常生活の自立を促進する。 ・月2回×3か月＝全6回　1回あたり，1時間程度。

訪問型サービス

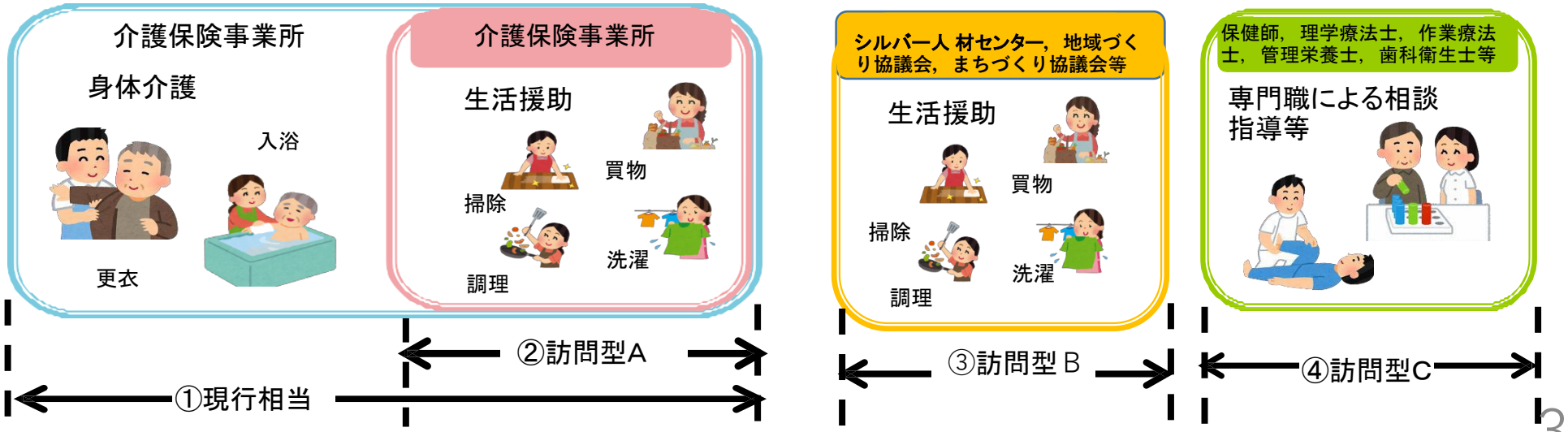

通所型サービスＡ（緩和した基準によるサービス）について（案）

	従前の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所サービスA（緩和した基準によるサービス）	③ 通所型サービスB（住民主体による支援） ※R2年度現在	④ 通所型サービスC（短期集中予防サービス） ※R2年度現在
サービスの対象者	・心身の状態が不安定等，通所型サービスA，Bの利用が難しい，または不適切と考えられるケース。 ・特に専門職による介助や関わりが必要なケース等	・状態が安定しており，常時の専門職による介助や見守りを必要としていないケース。	一般介護予防事業普及啓発事業として週1回事業所で実施する介護予防教室の参加者のうち，ケアマネジメントにより支援（一般の参加者よりも，人員配置やプログラムが必要）が必要とされるケース。	短期集中的に運動機能向上指導を行うことで，心身機能が回復し，自立した日常生活を送ることが見込まれるケース
サービス内容	旧介護予防通所介護と同様のサービス。 既存の通所介護事業所による食事・入浴等の基本的なサービスや個別機能訓練 ・送迎あり	利用者のニーズや状態に合わせてサービス内容を絞って提供する。（食事や入浴の提供はなく，2時間以上を想定） ・身体機能の維持向上のための短時間の専門的な運動等を中心に短時間の実施 ・交流活動を中心（身体機能の維持向上のための運動等は行わない。） ・送迎あり	・事業所が実施する一般介護予防事業において，要支援者（要支援1・2，事業対象者）を優先的に受け入れ，プログラムや人員配置に配慮し，運動・栄養・口腔・認知等に関する講演・教室を週1回定期的に提供する。	・理学療法士，作業療法士，経験のある介護職員等が，委託事業所等内で，運動器の機能向上に効果的な運動教室を短期集中的に行う。 ・月4回/全12回（最大24回まで）。1回あたり，1時間程度。 ・送迎あり

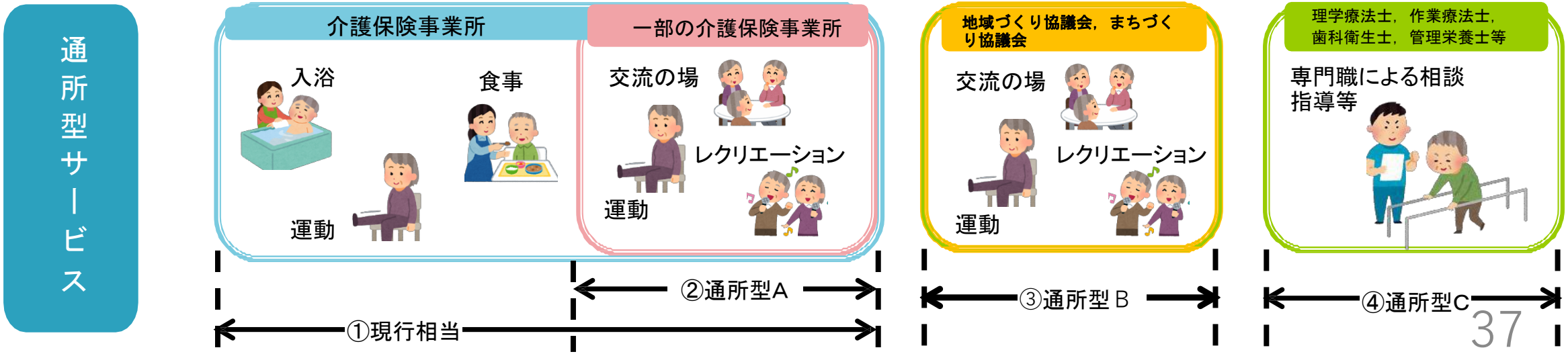
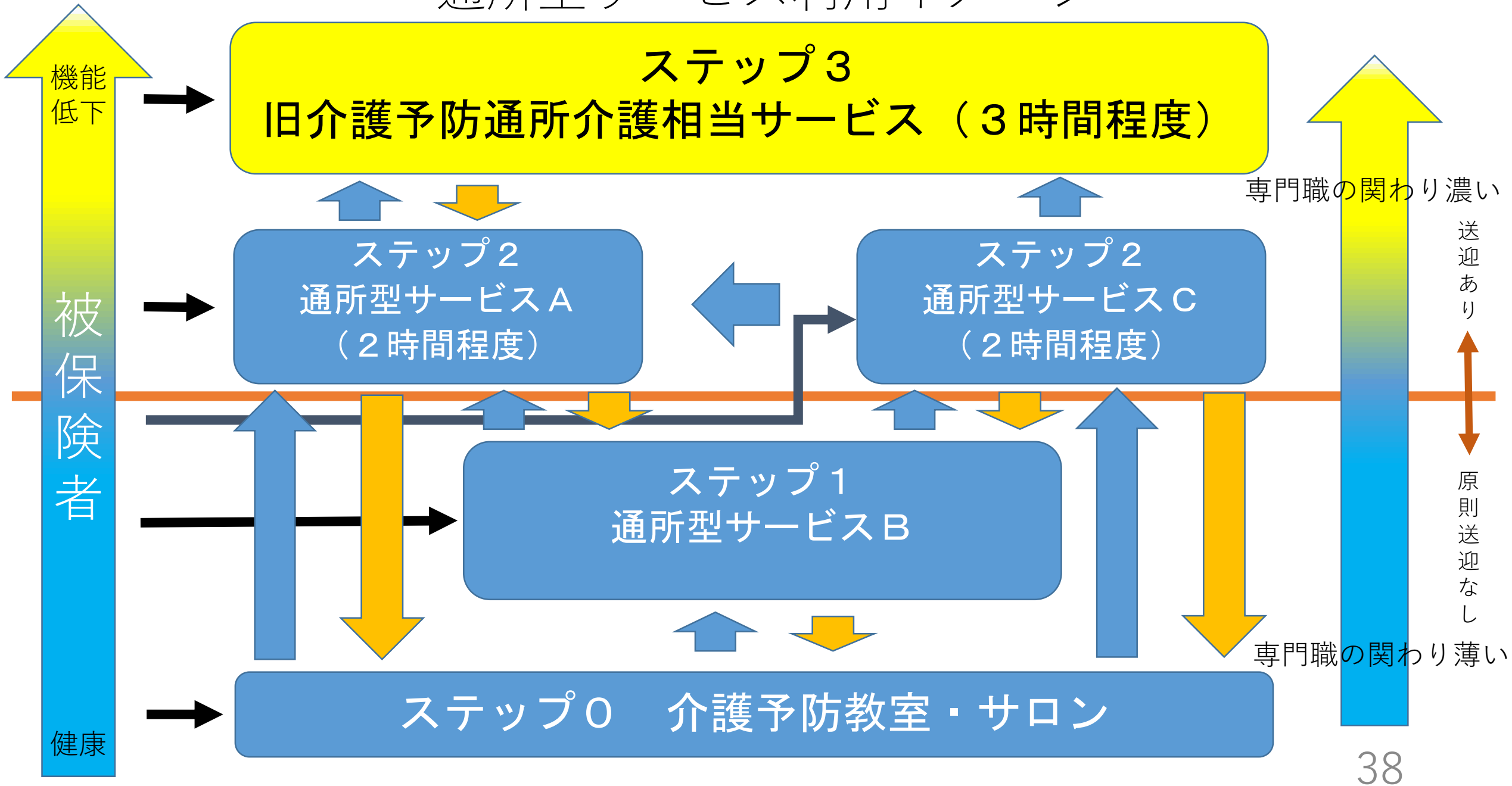
通所型サービス利用イメージ